

政治学概論 I 《2025》

#12 地方自治（1）

苅谷 千尋

Thursday, 5, Feb, 2026

0. 連絡事項

- 未来を選択する会議
 - 発足記念イベント

I. 前回の振り返り（授業の感想）

II. 地方自治

リーディング・アサインメント

- ゆい

1. 自治体の取り組み

(1) 子育て支援に力を入れる自治体

- 明石市：子育て政策を核に
 - 明石市「こんなに充実！明石の子育て」
- 寝屋川市：新型コロナウイルス
 - 毎日新聞「授業ライブ配信、不登校児の支援に 寝屋川 コロナ対策を活用」
- 神戸市：駅前タワーマンション規制
 - MBS NEWS「神戸の中心部で『タワマン』建てられない！？」

(2) 民間委託を進める自治体

- 守口市：民間委託
 - 東洋経済オンライン「学童保育「全国で雇い止め」が多発する根本原因：現場からページされるベテラン指導員の悲鳴」

(3) 教育委員会

2. 地方自治の思想

(1) ブライス『アメリカ共和国』

この際、述べておきたいことは、民主的な統治が国民の関心をもっとも引きつけ、そのなかから才能ある人材を生んできた国家は、スイスとアメリカである、という点である。とくに、アメリカの北部と西部の諸州は、田舎的な地方自治がもっとも発達した地域である。これらの例は、民主主義の最良の学校であり、それ成功させるための最良の保証は、地方自治の実践（local self-government）であるという格言の正しさを教えてくれる（ジェームズ・ブライス）

(2) トクヴィル『アメリカのデモクラシー』

- トクヴィル
 - フランスの政治思想家
 - 主著：『アメリカのデモクラシー』
 - 19世紀前半のアメリカを視察
- 1. 民主化の不可避性

2. 民主政の可能性：市民の自発性に基づく活力ある社会
3. 民主政の問題：多数の暴政

自由な人民の力が住まうのは地域共同体の中なのである。地域自治の制度が自由にとってもつ意味は、学問に対する小学校のそれに当たる。この制度によって自由は人民の手の届くところにおかれる。それによって人民は自由の平穏な行使の味を知り、自由の利用に慣れる。地域自治の制度なしでも国民は自由な政府をもつことはできる。しかし自由の精神はもてない（トクヴィル）

(3)金井利之『行政学講義』

- 『行政学講義』（ちくま新書、2018）
 - 自治体学は被治者のためのものであり、彼らの教養であるべき
- 従来の行政学は、支配者のための、あるいは支配者目線になっていないか

3. 地方自治の思想：日本国憲法

日本国憲法：憲法第92条「地方自治の本旨」

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

- → 平成の分権改革の論拠となる

1. 住民自治

- 住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること

1. 団体自治

- 地域のことは地方政府（地方公共団体）が自主性・自立性をもって、中央政府の干渉を受けることなく自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと

III. 中央地方関係

1. 中央地方関係：事務の分類

(1) 事務の分類

1. 自治事務

- 自治体が自分の事務として行なう業務
 - 例：ゴミ収集；消防活動；教育；介護保険サービス；国民健康保険の給付；児童福祉・老人福祉；障害者福祉サービス；各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付；公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理
- → 中央政府の関与：是正の要求まで

1. 法定受託事務

- 本来、中央政府が果たすべき業務であるが、適正な処理を行なうために法令にもとづいて地方政府に処理をゆだねている業務
 - 例：国政選挙；パスポートの交付；国の指定統計（国勢調査など）；国道の管理；戸籍事務；生活保護；自衛官募集事務
- → 中央政府の関与：是正の指示；代執行等（強い関与）。ただし、法律もしくは政令を根拠とする

- Cf. 「通達」
 - 総務省から各自治体への「通達」の位置づけは、技術的助言であり、法的拘束力はない

条例

- (自治事務と同様) 法定受託事務も条例制定権の対象に
- 条例は法律の範囲内 (日本国憲法第94条; 地方自治法第14条第1項)。ただし、法令の空白かつ基本的人権および公共の福祉に反しないものについては条例の制定を妨げず
 - 上乗せ条例: ある事柄について法律が規制している事項を、地方公共団体の条例で、それよりも厳しい規制を定めるもの
 - 例: 化学物質の排出基準: 法律10ppm以下; 条例5ppm以下
 - 横出し条例: ある事柄について法律が規制している場合、その法律が規制している「分野」内で法律が規制している「範囲」外の規制するもの
 - 例: 有害物質の対象: 法律ホルムアルデヒドのみ; 条例トルエンも加える

1. 旧機関委任事務

- 機関委任事務: 「中央政府の業務」
- → 地方政府は関与できず
 - 例: 上乗せ条例を設けられず
 - → 地方政府は、事実上、中央政府の下級機関

1. 地方分権一括法

- 中央政府・地方政府関係は対等であるという原則のもとに、機関委任事務に代わり成立 (2000年4月に廃止)
 - → 機関委任事務の45%は法定受託事務に
 - → 残りの55%はほぼ自治事務に
- → 中央政府・広域自治体 (都道府県庁) ・基礎自治体の法的関係、対等に

2. 中央地方関係: 調整

(1)国地方係争処理委員会

- 地方政府は、中央政府の是正指示などに不服がある場合に、審査を申し出ることができる
- 総務省の第三者委員会
- 定数: 5名
 - 優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命
- 例: 大阪府泉佐野市 ふるさと納税制度問題
 - 沖縄県名護市 辺野古サンゴ移植問題

(2)全国知事会

- 各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図る。 (全国知事会規約第3条)
- 全国知事会ホームページ

中央地方関係：調整——地方制度調査会答申

(社説) 国の指示権拡充 自治への介入を危惧 (『朝日新聞』)

感染症の蔓延（まんえん）や大災害が発生した際に、国が自治体に必要な事務処理を指示できる制度をつくろう——。

こんな答申を首相の諮問機関の地方制度調査会が出そうとしている。コロナ禍を教訓に国と自治体の関係の見直しを議論してきており、最終答申は来月。それを受け政府が地方自治法の改正へ動く。

だが、このままの内容で進めるのは問題が多すぎる。

コロナ対応では施設の使用制限やワクチン接種、病床確保などをめぐり、国と自治体間の足並みが乱れた。もっと手際のよい対応を求める発想は、わからないではない。

国と自治体はもう「上下・主従」でなく「対等・協力」な関係のはずだ。

自治体側の対応も疑問だ。全国知事会は「国が一方的に指示するのでなく双方向の制度に」と主張はしている。だが、答申通りに法改正されたら、非常時に国と対等な関係で役割分担ができるのか。

牧原出コメント

その場合、この社説が危惧するように、国が一方的に地方に義務づけることが「対等」という原則を破るものだとは私は言えないと考えています。「対等」であるからこそ、国が指示権を行使しても地方自治体がそれに従わない事態も十分ありうるのです。特にこうした指示権は迅速な行動を求める内容であることが通常でしょうから、地方が従わないことで指示が滞ること事態が国にとっては判断ミスとなり、政権にとっては評判を落とすことが明らかです。その意味では、地方が従うことが見越せるからこそ指示権を行使することになり、であるならば指示権を行使するまでもなく地方がその方針に沿って自発的に行動する可能性が高いとも言えます。合理的に指示権が行使されるとすれば、地方の側で決定できない状況があり、国の指示に従って行動するくらいしかできなくなるといった混乱した状況があるといったことが想定されます。

- 出典：朝日新聞「(社説) 国の指示権拡充 自治への介入を危惧」

V. 次回の授業と宿題

- 次回：民主主義と全体主義 (1)
 - 2026年2月2日 (10:25-)
 - 対面授業 (教室○○)
- 宿題：
 1. 授業の感想：
 - 回答先：Google Form
 - 締め切り：2026年1月31日（土）23時59分
 2. リーディング・アサインメント：
 - 回答先：Google Form
 - 締め切り：2026年1月31日（土）23時59分

References